

第 11 編 占領下の日本

第 1 章 アメリカ占領軍当局（GHQ）が日本に及ぼした影響

1945(昭和 20)年 10 月から 12 月にかけて、GHQによる教育に関する四大指令、一「日本教育制度に対する管理政策」、二「教員と教育関係者の調査・除外」、三「神道指令」、四「修身、日本の歴史・地理の停止」が出されます。

第一指令で文部省はGHQの下部機関になり、第二指令で軍国主義的または国家主義的傾向の教職員の解雇追及でありました。これにより、当時の全国の優秀な教職員の実に 22%の約 20 万人が辞職させられました。そして、この穴埋めとして、戦前、共産主義者として逮捕、軟禁されていた人たちがその職に着きました。

第三指令で学校での神道行事の禁止だけでなく、わが国における神道の意義などについても、一切教えることを禁止され、かつ、皇室や日本の歴史伝統のすばらしさを教えることも禁止されました。

さらに、江藤淳氏の著書である「閉ざされた言語空間」(文春文庫)によると、占領下において、GHQは、検閲指針により 30 項目について、報道、言論を禁止していました。

GHQによる戦後占領政策・30 項目の検閲指針（禁止事項）

- | | |
|-------------------------------------|------------------------------|
| 1. SCAP（連合軍最高司令官（司令部））に対する批判 | 18. 大東亜共栄圏の宣伝 |
| 2. 極東軍事裁判（東京裁判）の批判 | 19. 神国・日本の宣伝 |
| 3. 連合軍最高司令官（司令部）が憲法を起草したことに対する言及と批判 | 20. 軍事主義の宣伝 |
| 4. 検閲が行われていることに関する言及と批判 | 21. その他、以上で特記した以外のあらゆる宣伝 |
| 5. 合衆国に対する批判 | 22. 戦争犯罪人の正当化、及び擁護 |
| 6. ロシア（ソ連）に対する批判 | 23. 占領軍兵士と日本女性との交渉を取り扱うストーリー |
| 7. 英国に対する批判 | 24. 闇市の状況についての言及 |
| 8. 朝鮮人に対する批判 | 25. 占領軍軍隊に対する批判 |
| 9. 中国に対する批判 | 26. 飢饉を誇張した記事 |
| 10. 他の連合国に対する批判 | 27. 暴力と不穏な行動を煽動する記事 |
| 11. 連合国一般に対する批判 | 28. 明白な虚偽の報道 |
| 12. 満州における日本人取り扱いについての（ソ連、中国への）批判 | 29. SCAP、または地方軍政部に対する不適切な言及 |
| 13. 連合国の戦前の政策に対する批判 | 30. 解禁されていない報道の公表 |
| 14. 第三次世界大戦への言及 | |
| 15. ソ連対西側諸国の「冷戦」に関する言及 | |
| 16. 戦争擁護の宣伝 | |
| 17. ナショナリズムの宣伝 | |

これらの検閲指針によって、検閲の対象は新聞、ラジオ、教科書、書籍、雑誌、映画等あらゆる情報ソースに及び、その検閲のやり方は極めて陰湿かつ巧妙でした。新聞や出版物を検閲するとき、報道し出版する前にそれらを占領軍に提出させ、検閲指針に触れる箇所はカットしたり、書き換えさせたり、場合によっては報道・出版の全面禁止を実施したりしたのです。こうして、戦後、70年近くを経過した今日においてもなお、多くの政治家、官僚、知識人及びマスコミが自虐史観から抜け出ることができないと考えられます。

また、戦後日本を大きく呪縛し拘束した裏には、GHQの謀略部局に配置されたエジャートン・ノーマン（1909～57年）などの工作員の存在があります。（コラム 83 参照）

第2章 極東国際軍事裁判（東京裁判）の違法性

東京裁判の違法性については、冒頭でも若干触れましたが、ここでは東京裁判が偽りに満ちた、裁判という名に値しない理由を次の5つの観点から述べてみたいと思います。

第1は、東京裁判では法の公理でもある「事後法禁止の原則」に反して、日本人を事後法で裁いたということです。

第2は、裁判の命ともいえる「公正性」に反しているということです。

第3は、ポツダム宣言に反した、裁判の時間的管轄の問題です。

第4は、東京裁判は東條英機元首相他 27名の日本の指導者をA級戦犯として裁きました。その罪状は、「平和に対する罪」と「昭和3年から昭和20年までの17年間にわたり、侵略戦争の計画準備のための共同謀議で参画し遂行した罪」という全く根拠がないにもかかわらず、28名の日本の指導者に判決を下したということであります。

第五は、極めて不公正な訴訟手続き進行をさせたということです。

（コラム 84 参照）

第3章 日本国憲法の無効性

GHQは、憲法改正が不可欠であるとし、憲法改正の指示を受けた幣原内閣は、国務大臣松本烝治を委員長とする憲法問題調査委員会で、改正案を作成して提出しました。これに対して、GHQは、改正案は不十分なものであるとして拒否し、「国家主権の発動としての戦争は廃止、紛争解決の手段としてのみでなく、自衛の手段としても戦争を放棄する」などのマッカーサー三原則を盛り込んだ新憲法案を短期間で作成し、政府に提示しました。

政府は、このGHQ案をもとに新たに「憲法改正草案」を作成し、政府原案として公表しました。政府原案は、帝国議会の審議を経て可決され、昭和21年11月3日、日本国憲法として公布され、翌年5月3日から施行されました。ここでは、現日本国憲法の無効性について6つの観点から述べてみたいと思います。

第1は、日本国憲法が、占領統治下すなわち日本に主権が認められていないときに、国際法に違反してつくられたということであります。

第 2 は、日本国憲法が、明治憲法に違反してつくられたということです。

第 3 は、日本国憲法が、ポツダム宣言第十項後段に述べられている「日本人の言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重は、確立されなければならない」に違反しているということでもあります。

第 4 は、占領軍が日本国憲法を強要した前提が「日本は侵略戦争を起こした。二度と戦争は起こさせない」にありましたが、占領軍の最高指揮官であるマッカーサー自身が、1951(昭和 26)年 5 月 3 日、米国上院軍事外交合同委員会で、大東亜戦争は日本にとって、安全保障のための戦争であったということを述べているのです。

第 5 は、憲法前文にある国家の安全保障理念の虚偽欺瞞性（平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した）についてであります。

第 6 は、現日本国憲法は講和条約ができるまでの占領下での暫定憲法であったということです。

(コラム 85 参照)